

市第131号議案

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の一部改正

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月17日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の一部を改正する条例

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（平成16年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号中「及び個人」を削り、同条第4号から第6号までを次のように改める。

- (4) 特定事業者 次条第1項の認定の申請をしようとする日の属する事業年度（以下「基準事業年度」という。）の前事業年度以前の3事業年度の経常利益の額（規則で定めるところにより算定した額をいう。以下同じ。）の合計額が300,000,000円以上又は基準事業年度の前事業年度の経常利益の額が100,000,000円以上の中小企業者及び大企業者をいう。
- (5) 事業所 事務所、研究所、工場その他これらに類するもの及びこれらに附随した関連施設で規則で定めるものをいう。
- (6) 企業立地等 企業立地等促進特定地域において行われる次に掲げる行為をいう。
  - ア 企業立地等促進特定地域ごとに別表第2に定める分野の事

業を営む中小企業者及び大企業者が、同表に定めるところにより、固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産をいう。以下同じ。）のうち、土地を取得し、若しくは賃借し、家屋を取得し、新築し、若しくは増築し、又は償却資産を取得して行う次に掲げる行為

(ア) 事業所を設置し、又は拡張すること。

(イ) 事業所として賃貸すること。

(ウ) 事業所の設備を新設し、増設し、又は更新すること。

(エ) 事業所の設備として賃貸すること。

(オ) その他規則で定める行為をすること。

イ 特定事業者が、固定資産のうち家屋を賃借して、規則で定める本社機能等を備えた事業所（以下「本社等」という。）を設置すること（みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域及び港北ニュータウン地域において家屋を賃借する場合であって、規則で定めるところにより設置するときに限る。）。

第2条に次の1号を加える。

(7) 投下資本額 別表第2に定める固定資産の取得に要する費用で、次に掲げるものを控除したものをいう。

ア 国、他の地方公共団体（神奈川県を除く。）その他公共的団体の補助金、奨励金その他これらに類するものの交付の対象となった固定資産の取得に要する費用

イ 第7条の規定による税率の特例の適用を受け、又は第8条の規定による企業立地等助成金の交付の対象となった固定資産の取得に要する費用

ウ 土地及び家屋の賃借料その他これに類するもの（土地の賃借権に係る権利金を除く。）

エ その他規則で定めるもの

第3条第1項中「大企業者は、」の次に「前条第6号アに掲げる行為に係る企業立地等（以下「固定資産取得企業立地等」という。）を行おうとする場合は」を加え、「企業立地等を」を「固定資産取得企業立地等を」に改め、「するとき」の次に「、又は同号イに掲げる行為に係る企業立地等（以下「固定資産賃借企業立地等」という。）を行おうとする場合」を加え、同条第2項第4号中「及び時期」を削り、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「事項」の次に「（固定資産賃借企業立地等を行うときを除く。）」を加え、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 企業立地等を行う時期に関する事項

第3条に次の1項を加える。

5 認定事業者は、地球温暖化対策（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第2項に規定する地球温暖化対策をいう。）に配慮して、当該企業立地等を行うよう努めなければならない（固定資産賃借企業立地等を行うときを除く。）。

第4条第1項中「規則で定める軽微な変更を除く」を「前条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項の変更に限る」に改める。

第5条第1項中「又は当該企業立地等」を「若しくは当該企業立地等」に改め、「相続、」を削り、「者又は相続人（相続人が2人

以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選任したときは、その者。以下この条において同じ。）、」を「法人又は」に改める。

第7条の見出し中「企業立地等」を「固定資産取得企業立地等」に改め、同条第1項中「認定事業者が、」を「固定資産取得企業立地等を行う認定事業者（以下「固定資産取得事業者」という。）が、」に、「当該認定事業者」を「当該固定資産取得事業者」に、「企業立地等」を「固定資産取得企業立地等」に改め、同条第2項中「認定事業者が、」を「固定資産取得事業者が、」に、「この項」を「以下この項」に、「当該認定事業者」を「当該固定資産取得事業者」に、「企業立地等」を「固定資産取得企業立地等」に改め、同条第3項中「企業立地等」を「固定資産取得企業立地等」に改め、同項第1号中「認定事業者」を「固定資産取得事業者」に改め、「又は住所」及び「又は氏名」を削る。

第8条第1項中「の10分の1」を「に別表第3に規定する事業所の種類ごとの助成率」に、「10分の1以内」を「当該助成率以内」に、「に相当する」を「を乗じて得た」に、「当該認定事業者」を「固定資産取得事業者」に改め、同項ただし書中「対し、5,000,000,000円」を「対し、別表第4に規定する費用の種類ごとの上限額」に、「あつては、5,000,000,000円」を「あつては、当該上限額」に改め、同条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、固定資産賃借企業立地等に係る事業を開始した日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から3年を経過する日までの間（以下「対象期間」という。）を開始する各事業年度（以下「

対象事業年度」という。)について、それぞれ別表第5の規定により算定する助成金算定基準額ごとの助成金を固定資産賃借企業立地等を行う認定事業者(以下「固定資産賃借事業者」という。)に対して交付することができる。

第10条の見出し中「企業立地等」を「固定資産取得企業立地等」に改め、同条中「認定事業者」を「固定資産取得事業者」に、「企業立地等」を「固定資産取得企業立地等」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第1項中「第8条第3項」を「第8条第4項の規定による交付」に改め、同項第2号中「第8条第4項」を「第8条第5項」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象事業年度の市民税法人税割額を減額する更正を受けたとき。

第14条第2項中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条中「前条」を「第10条」に、「当該認定事業者」を「当該固定資産取得事業者」に改め、同条に後段として次のように加え、同条を第12条とする。

この場合において、交付すべき助成金の額は、第3条第1項の認定を受けた企業立地等事業計画に記載された同条第2項第6号に掲げる投下資本額に基づき第8条第1項の規定により算定する額を超えないものとする。

第10条の次に次の1条を加える。

(固定資産賃借企業立地等に係る市民税法人税割額の報告)

第11条 固定資産賃借事業者は、第8条第4項の規定による交付の決定後、対象事業年度の市民税の法人税割額（以下「市民税法人税割額」という。）を減額する更正を受けたときは、当該更正後の市民税法人税割額を市長に報告しなければならない。

附則中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の2項を加える。

(企業立地等事業計画の認定の特例)

2 固定資産賃借企業立地等を行う者が、当該固定資産賃借企業立地等に係る事業所の設備について、横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の一部を改正する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）による改正前の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第5号ウに掲げる行為に係る企業立地等に係る企業立地等事業計画の認定（旧条例第3条第3項の認定をいう。）を受け、又は受けることとなる場合にあっては、市長は、第3条第3項の規定にかかわらず、その者の当該固定資産賃借企業立地等に係る企業立地等事業計画について同項の認定をしないものとする。

(企業立地等助成金の特例)

3 助成金の交付を受けようとする固定資産取得事業者が、当該助成金に係る企業立地等促進特定地域と同一の企業立地等促進特定地域において旧条例第8条第1項に規定する助成金の交付を受け

、又は受けることとなる場合であって、第8条第1項の規定により算定することとなる助成金の額が、5,000,000,000円（旧条例第8条第1項ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書の規定により規則で定める額）から当該同一の企業立地等促進特定地域において旧条例第8条第1項の規定により交付し、又は交付することとなる助成金の額を減じた額（以下「旧助成金残余额」という。）を超えるときは、その者の助成金については、旧助成金残余额に相当する額を第8条第1項本文の定めるところにより交付することができる。

別表第1新横浜都心地域の項の次に次のように加える。

港北ニュータウン地域	都筑区の区域のうち、市長が告示する区域
------------	---------------------

別表第1港北ニュータウン地域の項を削る。

別表第2中「（第2条第5号、第6号）」を「（第2条第6号、第7号）」に改め、同表みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域及び新横浜都心地域の項を次のように改める。

みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域及び港北ニュータウン地域	すべての分野	<p>1 事業所を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資</p>
---	--------	---

産（規則で定めるものに限る。以下同じ。）を  
取得すること。

別表第2中「、内陸北部工業地域及び港北ニュータウン地域」を  
「及び内陸北部工業地域」に改め、同表の次に次の3表を加える。

別表第3（第8条第1項）

事業所の種類	助成率
研究所	10パーセント
研究所以外の事業所	8パーセント

別表第4（第8条第1項）

費用の種類	上限額
投下資本額に係る土地の取得及び賃借に係る費用	1,000,000,000円
投下資本額に係る家屋の新築、増築及び取得並びに償却資産の取得に係る費用	1,000,000,000円

別表第5（第8条第2項）

助成金算定基準額ごとの助成金の額の算定方法は、次に定め  
るとおりとする。

1 助成金算定基準額は、次の各号に掲げる固定資産賃借事業  
者ごとに、当該各号に掲げる式により算定した額とする。

(1) 事業年度を1年とする固定資産賃借事業者

$$\text{助成金算定基準額} = \frac{A \times C}{B}$$

(2) 事業年度の期間が1年未満又は1年を超える固定資産賃  
借事業者



$$\text{助成金算定基準額} = \frac{12 \times A \times C}{B \times D}$$

2 前項第1号の固定資産賃借事業者に対して交付することができる助成金の額は、次の表の当該固定資産賃借事業者の同号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額とする。

助成金算定基準額		金額
4,000,000円以下		0円
4,000,001円以上	5,000,000円以下	2,000,000円
5,000,001円以上	6,300,000円以下	2,500,000円
6,300,001円以上	7,900,000円以下	3,150,000円
7,900,001円以上	9,900,000円以下	3,950,000円
9,900,001円以上	12,400,000円以下	4,950,000円
12,400,001円以上	15,500,000円以下	6,200,000円
15,500,001円以上	19,400,000円以下	7,750,000円
19,400,001円以上	24,300,000円以下	9,700,000円
24,300,001円以上	30,400,000円以下	12,150,000円
30,400,001円以上	38,000,000円以下	15,200,000円
38,000,001円以上	47,500,000円以下	19,000,000円
47,500,001円以上	59,400,000円以下	23,750,000円
59,400,001円以上	74,300,000円以下	29,700,000円
74,300,001円以上	92,900,000円以下	37,150,000円
92,900,001円以上	116,200,000円以下	46,450,000円

116,200,001円以上	145,300,000円以下	58,100,000円
145,300,001円以上	181,700,000円以下	72,650,000円
181,700,001円以上	200,000,000円以下	90,850,000円
200,000,001円以上		100,000,000円

3 第1項第2号の固定資産賃借事業者に対して交付することができる助成金の額は、前項の表の当該固定資産賃借事業者の第1項第2号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額を12で除し、これに当該固定資産賃借事業者の事業年度の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、対象期間の末日後に終了する対象事業年度について交付することができる助成金の額は、次のとおりとする。

(1) 第1項第1号の固定資産賃借事業者にあつては、第2項の規定により算定した金額を12で除し、これに当該対象事業年度開始の日から対象期間の末日までの月数を乗じて得た額とする。

(2) 第1項第2号の固定資産賃借事業者にあつては、第2項の表の当該固定資産賃借事業者の第1項第2号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額を12で除し、これに当該対象事業年度開始の日から対象期間の末日までの月数を乗じて得た額とする。

備考 1 「A」とは、当該固定資産賃借事業者の確定申告に

係る市民税法人税割額（当該市民税法人税割額を減額する更正を受けた場合にあっては、当該更正後の市民税法人税割額）をいう。

2 「B」とは、当該固定資産賃借事業者の横浜市の区域内の事業所の従業者数をいう。

3 「C」とは、当該固定資産賃借事業者の横浜市の区域内の本社等の従業者数のうち市長が定める従業者数をいう。

4 「D」とは、当該固定資産賃借事業者の事業年度の月数をいう。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用し、同日前にこの条例による改正前の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

企業立地等事業計画の認定を申請することができる期間を延長し、かつ、支援対象、助成率等を見直すことにより、企業立地等の促

進を図るため、横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の一部を改正したいので提案する。